

「立正社会福祉研究」投稿規定

1. 投稿者について

- ・会員は本誌に投稿することができる。
- ・連名の場合は、筆頭著者が会員であること。

2. 執筆について

- ・投稿原稿の種別は、広義の社会福祉・教育福祉に関する論文、学生論文、短報、資料、活動・実践報告、図書紹介、伝言板のうちから著者が指定する。
なお、学生論文は、立正大学社会福祉学部在学中の学生及び大学院生、並びに卒業論文を提出した者が卒業論文に加筆・修正したものを投稿する際に指定できる。
ただし、編集上の都合で種別が変更されることがある。掲載への採否は編集委員会が決定する。
- ・原稿の分量は、本文、図、表、注、文献などを含めて、論文は40,000字以内、短報、資料は2万字以内、その他は5千字以内とする。
ワープロを使用する場合は、A4判の用紙に1枚40字×40行（=1,600字）とし、所定の分量内で執筆する。
- ・形式は、原則として横書きとし、脚注は付けない。引用文献は注に含める。注は、使用順に（1）、（2）、（3）というように番号を付ける。さらに、参考文献を示す必要がある場合には、注の後に列挙する。
- ・タイトル、著者の英文表記、キーワード3から5語をつける。
- ・文献は、著者（编者）名、発行年（西暦）、題名（書名）、誌名（出版社）、頁の順にする。
- ・著者校正は、1回のみ行い、指定された期日までに編集委員会が指定する宛先へ返送する。

3. 発行回数と締切日について

発行は年1回で、投稿締切日は6月末日、発行は11月とする。

4. 著作権について

- ・本誌に掲載された著作物の複製頒布その他の著作財産権は、本学会に属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。
- ・前項に定める著作財産権の譲渡は、無償とする。
著者は、学会誌に掲載された自己の著作物（以下、「著作物」という）を無償で自由に利用することができる。ただし、利用にあたっては事前に編集委員会に申し出なければならない。
- ・著者が第三者の著作権その他の権利を侵害した場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

5. 原稿の送付先

〒360-0194

熊谷市万吉1700 立正大学社会福祉学部内

立正大学社会福祉学会「立正社会福祉研究」編集委員会

Tel：048（536）1328 Fax：048（536）2522

1999年4月1日 施行

2022年4月27日 改訂